有機農業理解増進事業のＱ＆Ａ

令和７年６月

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

目　　次

１　どのような活動が補助対象となりますか？ １

２　補助対象外となる活動や経費はどのようなものがありますか？ ２

３　履行確認のためにどのような根拠資料が必要でしょうか？　　　　　　　　２

４　対象となる有機農業とは有機JAS認証レベルに関してのことでしょうか？ ２

５　事業実施主体に２名以上の団体とありますが、夫婦でもよいでしょうか？ ３

６　任意団体で事業に取り組みたいのですが、団体の口座がない場合は、　　　３

どうすればよいでしょうか？

７　補助対象となる活動はいつから実施すればよいでしょうか？　　　　　　　３

８　補助率はどのくらいになりますか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　３

１　どのような活動が補助対象となりますか？

主な活動事例は以下のとおりです。

〇有機栽培で作物栽培実証を行うとともに、地域のその活動を発信していく活動

　・慣行栽培から有機栽培への切り替えにかかる掛かり増し経費

　　 有機肥料や有機JAS適合資材にかかる費用

　　 有機肥料散布機や除草機のレンタル費用など

　・有機栽培実証にかかる取組周知や啓発のための資料作成経費など

〇有機農業技術の知識をもった専門家を招いて、広く参加者を募るセミナーの実施

　　・講師謝金

・講師の旅費（補助対象にできる旅費上限額は県の旅費規程額まで）

* 旅費規程の金額は県で確認しますので、ご相談下さい。

　　・会場使用料

〇有機農業に関する食農教育活動

　　　・資料作成経費

　　・栽培圃場見学のためのバス借上げ料

　　　・有機給食メニュー試作や試食にかかる農産物購入費用など

〇県内のフェア等で有機農産物をPRする活動など

　　・出展費用

・チラシやのぼり、POPの製作費用

※ 上記以外の活動で補助対象となるか分かりにくい場合は、農産園芸課の担当者までお問い合わせ下さい。

当事業は、生産から消費に関して有機農業に対する理解増進に向けた活動に対して支援を行うことにより、有機農業に関する機運を醸成するとともに新たなオーガニックビレッジ（**有機農業の生産から消費まで一貫**し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ**地域ぐるみの取組を進める市町村**）の創出を目指すことを目的としています。

有機農業は、

・堆肥や有機質肥料などの未利用資源を活用した資源循環型農業

・将来の世代のために地球環境や資源を守る持続可能な農業

・自然の恵みを最大限に生かした農業

　　など多くの魅力がありますので、これらの魅力を発信して有機農業に対する理解

増進にご協力をよろしくお願いします。

1

２　補助対象外となる活動や経費はどのようなものがありますか？

〇個人や法人の通常行われる農業経営に係る経費や資産形成と判断される経費

　(任意団体やNPOなどの場合は、通常の団体運営に係る経費)

〇経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

〇その他、事業目的にふさわしくないと判断された活動や経費

　などが補助対象外となります。

また、営利を目的とした活動や県外でのPR活動なども補助対象外となります。

※補助対象かどうか判断がつきにくい場合は、農産園芸課の担当者までお問い合わせ下さい。

３　履行確認のためにどのような根拠資料が必要でしょうか？

根拠資料として、当該経費の支出が確認できる書類と履行確認ができる書類が必要です。

〇支出確認の書類：領収書や振込依頼書など

〇履行確認の書類：納品書や納品写真、活動状況が確認できる写真、

成果物など（印刷したチラシや資料など）

注）領収書の宛名は事業実施主体名としてください。

　　　　レシートは不可です。

４　対象となる有機農業とは有機JAS認証レベルに関してのことでしょうか？

有機農業推進法の取組水準である

・化学合成農薬

・化学肥料

・組換えDNA技術

を用いていない水準を対象とします。

注）農産物販売の際に、「有機」「オーガニック」と表示するには有機JAS認証が

必要です。

2

５　事業実施主体に２名以上の団体とありますが、夫婦でもよいでしょうか？

夫婦での取組みは想定しておりません。

３親等以内の方以外で２名以上の方で構成された団体が対象となります。

６　任意団体で事業に取り組みたいのですが、団体の口座がない場合は、どうすればよいでしょうか？

か？

団体の代表者の口座を補助金振込口座にすることも可能です。

なお、団体の口座がある場合は、団体の口座を補助金振込口座として下さい。

７　補助対象となる活動はいつから実施すればよいでしょうか？

原則、交付決定後の活動が補助対象となります。

緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、

「計画承認・割当内示」後に、指令前着手届を提出し、県が届を受理した日以降の活動を補助対象とすることも可能です。

　　注）届を提出しても、県が受理した日以前の活動は対象外となりますので、

　　　　御注意下さい。

８　補助率はどのくらいになりますか？

　　補助率は事業費の１/2以内で、事業実施主体あたり250千円が補助上限となります。

　　また、事業要望が多い場合は、補助率が下がることや、事業効果の高い取組みを優先採択する場合がありますので、ご了承願います。

【その他】

不明な点がございましたら、農産園芸課の担当者までお問い合わせください。

3

〒790-8570　松山市一番町四丁目４－２

愛媛県農林水産部農業振興局

農産園芸課　環境農業係

TEL:089-912-2555　FAX:089-912-2564

E-mail: nousan@pref.ehime.lg.jp